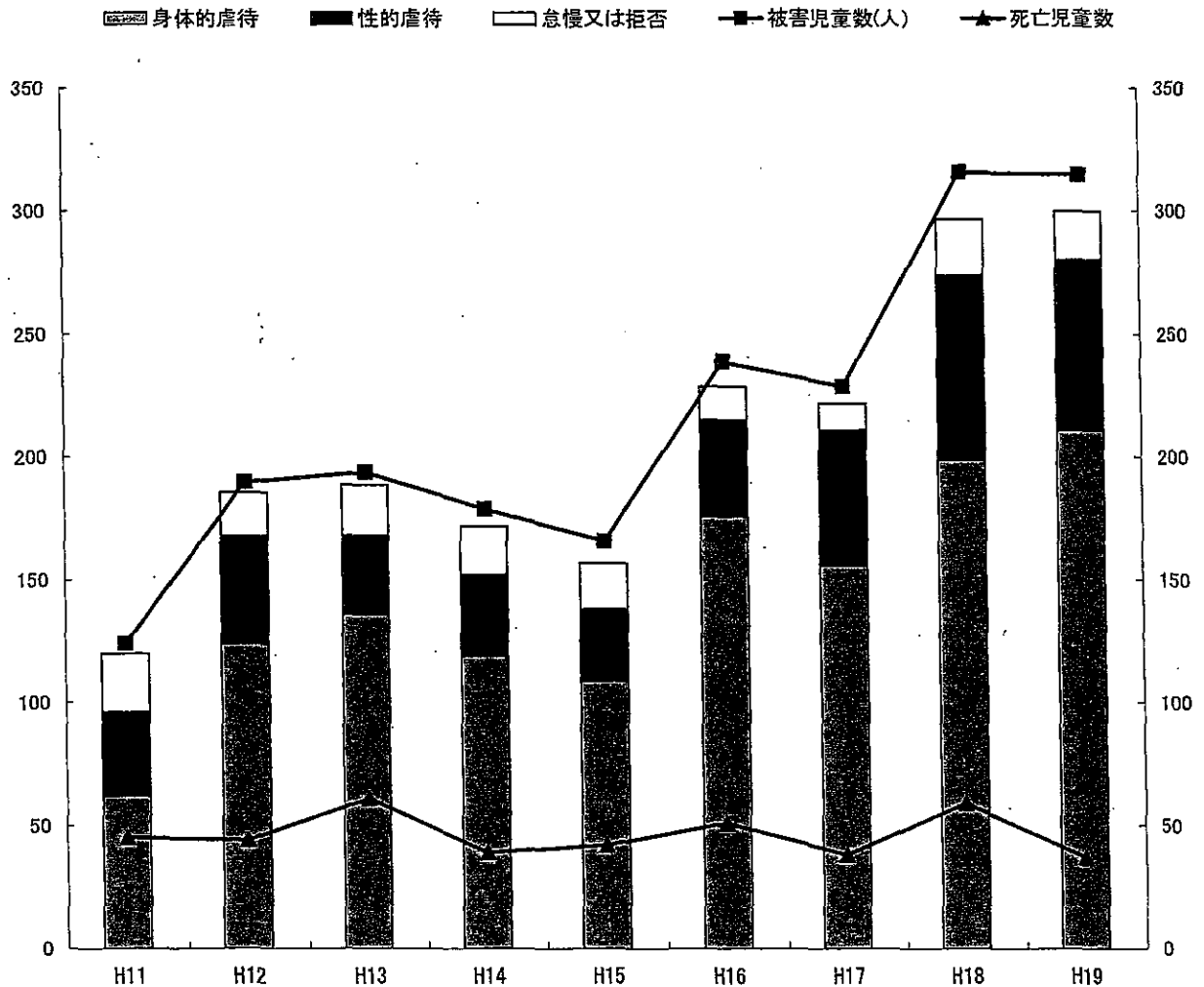


2 警察等との連携について

児童虐待事件の検挙状況等



	総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待		
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数
19年	300 (38) [10]	323 (40) [10]	315 (60) [10]	211 (38) [10]	227 (40) [10]	224 (60) [10]	69 (0) [0]	70 (0) [0]	69 (0) [0]	20 (0) [0]	26 (0) [0]	22 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
18年	297 (43) [8]	329 (45) [8]	316 (57) [8]	199 (43) [8]	221 (45) [8]	215 (57) [8]	75 (0) [0]	77 (0) [0]	77 (0) [0]	23 (0) [0]	31 (0) [0]	24 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
17年	222 (37) [16]	242 (37) [16]	229 (45) [16]	156 (37) [16]	172 (37) [16]	162 (45) [16]	55 (0) [0]	56 (0) [0]	56 (0) [0]	11 (0) [0]	14 (0) [0]	11 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
16年	229 (47) [8]	253 (50) [8]	239 (63) [8]	176 (47) [8]	193 (50) [8]	186 (63) [8]	39 (0) [0]	42 (0) [0]	39 (0) [0]	14 (0) [0]	18 (0) [0]	14 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]
15年	157 (46) [9]	183 (49) [10]	166 (66) [9]	109 (46) [9]	130 (49) [10]	115 (66) [9]	29 (0) [0]	29 (0) [0]	32 (0) [0]	19 (0) [0]	24 (0) [0]	19 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]

注) 上段の()は、保護者が、児童と共に死ぬことを企図し、児童を殺害(未遂を含む)して自殺(未遂を含む)を図った場合を外数で計上した。

下段の[]は、出産直後の殺人(未遂を含む)及び遺棄致死の場合を外数として計上した。

原議保存期間1年
(平成21年12月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁少発第102号
平成20年4月21日
警察庁生活安全局少年課長

厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について

標記の件については、厚生労働省において「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)を定め、平成17年4月1日から実施されているところであるが、先般、要綱の改正があり、警察庁に対して別添のとおり依頼がなされた。

本事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的に実施されるものであり、要綱で示された事業のうち

- 法的対応機能強化事業
- スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- 一時保護機能強化事業

の3事業について、警察官OB等実務経験者の援助を得ることができることとされた。

上記事業における警察官OB等の援助内容の詳細は要綱に示されているが、警察官OBが各自治体の児童相談所の非常勤職員として採用されることにより、

- 都道府県知事(児童相談所職員)が行う臨検・捜索の許可状請求や、接近禁止命令等手続きの迅速な対応
- 虐待事案の危険度や緊急度についての的確な判断及び警察との連携強化

などが図られることが期待される。

については、各都道府県の児童福祉主管課から、本事業への警察官OB等の採用について相談があった場合には、生活安全部門と警務(人事)部門が連携を図り、実務能力を備えた優秀な人材を人選するなど、児童虐待防止対策支援事業に協力するよう配慮されたい。

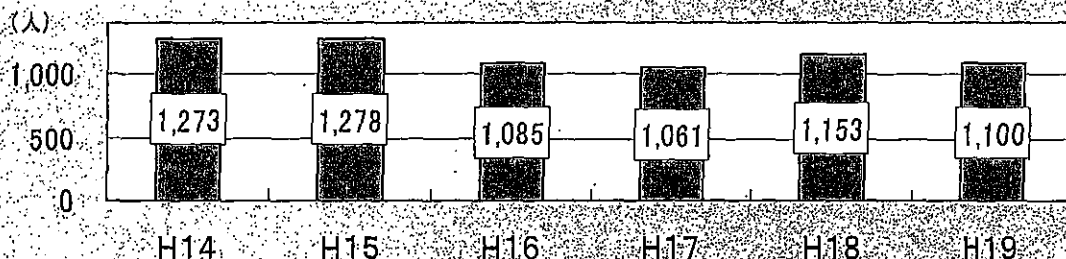
なお、本通達については警察庁長官官房人事課と協議済みであることを申し添える。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律

出会い系サイトを利用した児童の犯罪被害が依然として多数発生

背景

被害児童の推移



- 被害児童が、平成14年以降常に千人を超えている
- 法施行後いったん減少するも平成18年以降再び増加傾向

現行法の概要

【出会い系サイト事業者の規制】

- 児童による利用禁止の明示
- 児童でないことの確認
- 違反事業者に対する是正命令（罰金・懲役刑）
- 事業者に対する報告徴収（罰金刑）

【利用者規制】

- 何人も出会い系サイトを利用して児童を対象とする以下の行為を禁止（罰金刑）
 - ・性交等の相手方となるように誘引すること
 - ・対償を示して交際の相手方となるように誘引すること

【その他の者の責務】

- 役務提供事業者等の児童の利用防止措置
- 児童の保護者による児童の利用防止措置
- 国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置

問題点

出会い系サイト事業者の把握が困難

不適格事業者による事業の継続

出会い系サイト事業者による児童の被害防止措置が不十分

出会い系サイト事業者以外の者による児童の利用防止に向けた取組みの促進の必要

出会い系サイト事業者に対する規制の強化

- ①届出制の導入
 - 事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ届出（無届は処罰）
- ②事業停止命令の創設
 - 違反者は処罰
- ③欠格事由・事業廃止命令の創設
 - 違反者は処罰
- ④児童に係る誘引情報の削除措置
 - 児童が異性を誘う書き込み
 - 大人が異性の児童を誘う書き込みが対象（不履行は行政処分対象）

児童による利用の防止措置の強化

- ⑤民間団体が行う児童利用防止活動の促進
 - ホットライン業務を行う民間団体を国家公安委員会が登録し、情報提供の支援を実施
- ⑥フィルタリングの普及
 - 出会い系サイトに役務を提供する事業者（携帯電話、PHS会社）や保護者が行う児童の出会い系サイトの利用防止措置の例としてフィルタリングを明記（努力義務）

①～⑤は公布から6月以内に、⑥は公布から3月経過後に施行予定。

インターネットネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 児童に係る誘引の禁止（第六条）</p> <p>第三章 インターネット異性紹介事業の規制（第七条—第十七条）</p> <p>第四章 登録誘引情報提供機関（第十八条—第二十七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条—第三十条）</p> <p>第六章 罰則（第三十一条—第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、インターネットネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネットネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネットネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 児童に係る誘引の規制（第六条）</p> <p>第三章 児童による利用の防止（第七条—第十条）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 雑則（第十一条—第十四条）</p> <p>第五章 罰則（第十五条—第十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、インターネットネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネットネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネットネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もつ</p>

資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 〇三 (略)

四 登録誘引情報提供機関 第十八条第一項の登録を受けた者をいう。

(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第三条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業に關しこの法律その他の法令の規定を遵守するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めなければならない。

2| インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役

務をいう。)を提供する事業者(次項において「役務提供事業者」という。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限(電気通信を自動的に選別して制限することをいう。以下この項及び次条において同じ。)を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを提供することその他の他の措置により児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

3| 前二項に定めるもののほか、インターネット異性紹

て児童の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 〇三 (略)

(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第三条 インターネット異性紹介事業者及びその行うインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者は、児童の健全な育成に配慮するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

介事業者及び役務提供事業者は、児童の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第四条 児童の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを利用することその他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

第二章 児童に係る誘引の禁止

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為（以下「禁止誘引行為」という。）をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 人（児童を除く。第五号において同じ。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 三・四 (略)
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

(保護者の責務)

第四条 児童の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

第二章 児童に係る誘引の規制

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 三・四 (略)

第三章 インターネット異性紹介事業の規制

(インターネット異性紹介事業の届出)

第七条 インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を事業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住居。第三号を除き、以下「事務所」という。）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が二以上ある場合にあつては、それら全部の呼称）

三 事業の本拠となる事務所の所在地

四 事務所の電話番号その他の連絡先であつて国家公安委員会規則で定めるもの

五 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

六 第十一条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法その他の業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの
前項の規定による届出をした者は、当該インターネット異性紹介事業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会（公安委

第三章 児童による利用の防止

(新設)

員会の管轄区域を異にして事務所を変更したときは、変更した後の事務所の所在地を管轄する公安委員会）に届け出なければならぬ。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならぬ。

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット

ネット異性紹介事業を行ってはならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第

一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 最近五年間に第十四条又は第十五条第二項第二号の規定による命令に違反した者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。）である者又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 未成年者（児童でない未成年者にあつては、営業に關し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理

（新設）

人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。）
六 法人で、その役員のうち次に次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 第一号から第四号までに掲げる者
ロ 児童

(名義貸しの禁止)

第九条 第七条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人にインターネット異性紹介事業を行わせてはならない。

(利用の禁止の明示等)

第十条 (略)

(児童でないことの確認)

第十一条 (略)

(児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置)

第十二条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずる

(新設)

(利用の禁止の明示等)

第七条 (略)

(児童でないことの確認)

第八条 (略)

(児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置)

第九条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる第六条各号に掲げる行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めな

よう努めなければならぬ。

(削除)

(指示)

第十三条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができぬ。

(事業の停止等)

第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に關し第八条第二号に規定する罪(この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。)その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定

ければならぬ。

(是正命令)

第十条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、インターネット異性紹介事業者が第七条又は第八条の規定に違反していると認めるときは、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができぬ。

(新設)

(新設)